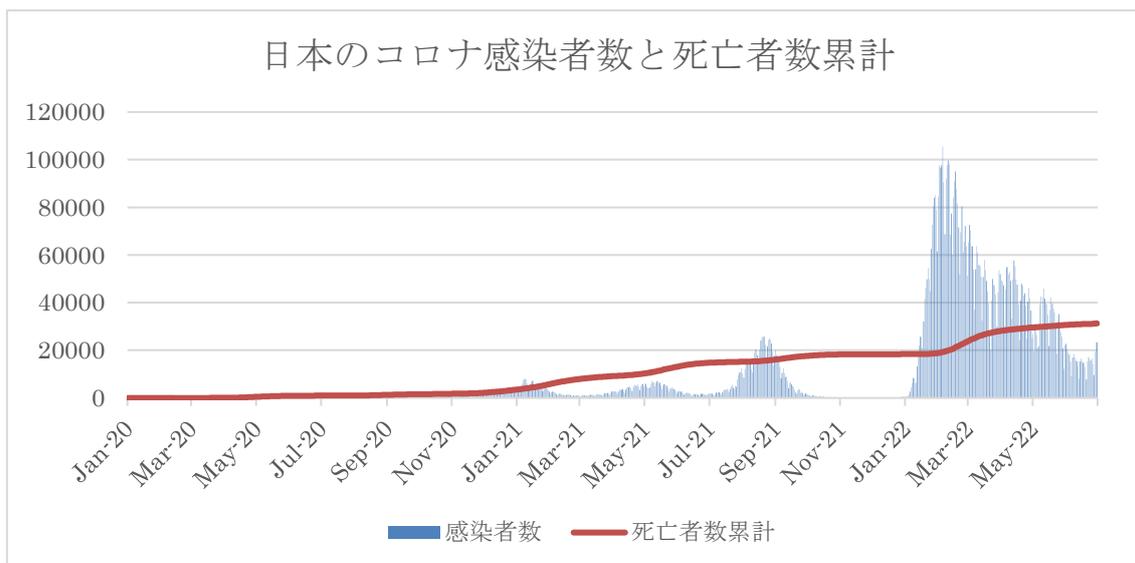


コロナ保険は必要か？

日本における新型コロナウイルス感染症の状況

2020年1月中旬に日本で最初の新型コロナウイルス陽性疑いが発生し、2月にクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」で集団感染が確認された。その後、空港検疫を強化したものの、人から人へ感染する市中感染により新型コロナウイルス感染症が広がり、加えて感染力の強いオミクロン変異株の登場により一挙に蔓延した。

新型コロナウイルスに感染して重症肺炎を発症した場合、人工呼吸器やエクモなどの医療機器を取り付けても死亡に至るケースがある。加えてコロナ病床の逼迫や著名人の死亡などが重なり、日本では3密回避(密閉・密集・密接)やマスク・手洗い・うがい、ソーシャルディスタンスの確保などの集団感染予防の徹底が推奨されてきた。



2022年6月30日時点

日本のコロナ感染者数		日本のワクチン接種割合	
感染確認	9,332,455 人	1 回目	81.9%
死亡者数	31,281 人	2 回目	80.8%
		3 回目	61.8%

2022年6月現在、1日1~2万人の新規新型コロナウイルス陽性者が発生しているが、ファイザー社製またはモデルナ社製のコロナワクチン接種率が高くなるにつれて、重症者

や死亡者は低く抑えられるようになってきた。ワクチン接種に加えて特効薬の普及が、今後の新型コロナウイルス感染症を抑える鍵となっている。

新型コロナウイルス感染症に関する生命保険会社の取扱い

各社共通の対応としては、入院時には疾病入院給付金支払い対象となる疾病に該当し、死亡時には疾病による死亡保険金の請求対象となる。また、金融庁の要請により、保険料の払い込みや保険契約の更新に関して、各社が猶予期間を設けるなどの特別措置を講じている。

一部保険会社が対応している取り扱いもある。

- ・ 日本ではコロナ対応病床が逼迫した時期があり、病院事情による早期強制退院や入院不可のため、ホテルなどの臨時隔離施設や自宅療養で医師の治療を受けた場合、医師の証明書等に基づき入院給付金を支払う。
- ・ 契約者貸付の金利免除・割引といった特別取り扱いを実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による入院等の給付金・保険金請求に対して、請求書類一部省略など、請求手続き簡素化の特別取り扱いを実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症で亡くなった場合、災害特約等の支払い対象とする。

生命保険会社では、在宅勤務を中心とした勤務形態へのシフトを進めながら、感染予防策としては、オンライン面談システム等を用いたリモート営業や、非対面（郵送・電話・インターネット等）手続きの活用を実施している。また、各社とも生命保険手続きのデジタル化による効率化・顧客利便向上の取り組みを推進している。

生命保険会社にとっては、新型コロナウイルス感染症による入院給付金の支払い増加はあるものの、インフルエンザ発症者の発生が抑えられているため財政的影響は軽微であると捉えられている。また、新たな感染症リスクの発生により、契約者の保険見直しが進み、新契約への好影響が期待されている。

コロナ保険の発売

一部保険会社では、新型コロナウイルス感染症など所定の特定感染症と診断または入院した場合に、一時金を給付する保険商品を発売した。また、ある保険会社は、新型コロナウイルス感染症による入院給付金倍額支払の取り扱いを開始した。

新商品については、感染力の強いオミクロン変異株の登場により、保険料増額や支払

保険金・給付金の減額を余儀なくされた商品が出てきた。過去においても、交通障害を補償する商品において、自動車の普及による交通事故死亡者の増加に追い付かず、大きく支払い超過する経験をしたこともある。

新規リスクを引き受ける場合、特に発生率の増加が予測される場合には、保険料率や保険金・給付金の補償要件を変更できる条項を設ける必要がある。

文責： 公益財団法人 アジア生命保険振興センター